



# 旭自治会 だより

令和5年12月1日 第70号発行 旭自治会

TEL: 0771-22-5533

HPアドレス: [kameoka-asahi.com](http://kameoka-asahi.com) (QRコード)



## 令和5年 師走

いよいよ今年を振り返る一年の納の月がやってきました。師が走る、師走`いわゆる語源はいろいろ説があるようで、日ごろ落ち着いている師も忙しく走り回るなんて介していますが、年末各家々で経を上げるために師僧が馳せ走る月(師馳)シハセからという説、まあこうしておこうではありませぬか。いずれにせよ、年の瀬が近づくと慌ただしくなるものです、どうぞ余裕をもって日々の暮らし、新年への準備をしていただきたいと思います。

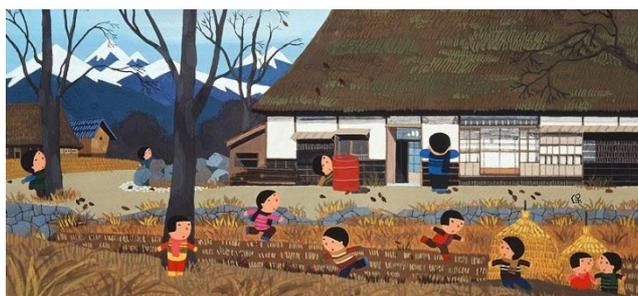
令和5年はコロナ感染症の扱いが緩和され、ようやく市民生活に今までの落ち着きと、催事にまつわる人々の賑わいが復活してきた年でした。旭町におきましても皆様のご協力で例年行っていた行事を少しずつ再開させることができ、多くの町民の方々が参加をしていただきました。久々に旭町自治会に賑わいが戻ってきました。改めてご協力いただいた町民の皆様そして各役員の方々に厚くお礼申し上げます。

コロナ禍の3年間で、人々の生活暮らし、経済、地域コミュニティのあり方も変化を感じました。いままで通りの伝統は大切にしたいものの、時代と人々との調和のあるふるさとの行事を、皆様と共に考えていきたいものです。これからも、旭町が平和で、安全と安心と活気あふれる里になりますよう、ご指導ご協力をおねがいします。

今年も早いもので、あと1か月となりました。令和5年は例年になく寒暖差の極端な変化と厳さを感じる年でした。年明けからの寒波で2度の大積雪、初夏からの猛暑、秋を通り越しいつまでも続く残暑、そして急に訪れた一気の冬の気温への変化、今までは、四季折々に暮らしてきたのにこれでは体調も崩れます。コロナが何とか終息はしたものの、今度はインフルエンザの大流行となりました。もう今までの穏やかな、美しい日本の四季は望めないのかも知れませんが、そうすると少し寂しい気もしますが、何はともあれ、今年は旭町には大きな災害や事故がなく、おかげ様で無事年の瀬を迎えられそうで、有難く感謝しているところです。

後になりましたが、今年一年間の皆様からの温かいご協力に改めてお礼申し上げます。12月の自治会につきましては、行事欄にもお知らせをしておりますが、世代間の交流による取り組みと、消防団と自主防災会が行う年末警戒を予定しております。また、年末年始は自治会事務所をしばらく閉館させていただきますので、何卒よろしく願いいたします。

町民の皆様には、ご健康で新しい年をお迎えになりますことをお祈りいたします。



旭町自治会長 吉川 肇

## 秋 FESTA2023～11月12日（日）開催～

少し曇り空の中、「秋 FESTA2023」が開催されました。来賓として、亀岡市長 桂川 孝裕様をはじめ多くの方がお見えになりご挨拶をいただきました。舞台では



「ソフィアミュージック」による「おばさんミニコンサート」や「あさひ太鼓」の演奏、「川東の美空ひばりショー」が行われました。グラウンドでは青少年育成協議会と



子どもたち対象に数字枠にフリスビーをあてるゲームを楽しみました。キッチンカーも3台きており、どのキッチンカーにも列ができるほどでした。講堂や和室には、町民の皆様の作品展示、川東学園の児童・生徒の作品、サービスセンターさくら（利用者の作品）や宮西東洋雄様の絵、岡工房様の木工作品など数々の作品が展示されていました。少し肌寒い日でありましたが、楽しい一日が過ごせたように思います。また来年も楽しみにしています。



## 旭町に賑わい カワヒガシマーケット

川東を盛り上げようと若手組合「9Q」が主催して行われた「秋のカワヒガシマーケット」3会場に数々の出店があり、賑わいを見せていました。各会場では、飲食や雑貨品などがあり、飲食については「暖かいうちに食べよう～」「おいしいなあ～」などの声、



展示物や雑貨品、アクセサリなどの中には「昔、お父さんがやったことを思い出した。懐かしい～」という声も聞きました。どの会場も感動の声や笑い声が聞こえていました。出店者の方やお客様の笑顔と子どもたちの賑わいの楽しい雰囲気これから味わっていただけたらと思います。そしてこのようなイベントをみんなが待ち望んでいたようにも思いました。旭の若手Qの皆さん、これからも一緒に旭を盛り上げていきましょう。



藁細工を見たお客さん



### 主な行事予定

12月10日（日）・24日（日） 特別感謝デー 午前9時～ なごみの里あさひ  
19日（火） 人権啓発講習会 PM8時 （馬路文化センター）  
28日・29日 年末警戒  
29日から令和6年1月4日 年末年始 休館  
30日（土）午後から～令和6年1月5日（金）  
なごみの里あさひ 年末年始 休業  
令和6年 1月5日（金） 自治会 午前中  
1月7日（日） 消防団 出初式

# 旭町へ移住促進のための制度

「旭町に住める所はない？」 「亀岡川東学園に子どもを入学させたいのだが・・・」 そんな声をここ最近聞くことがあります。

人口が減っている中、旭町に住いを求めてこられることはうれしいです。そんな中新しい方に住んでいただける何か制度はないだろうか？ 以前からの資料を調べてみました。



## 1. 「移住促進特別区域指定」 (平成29年京都府指定)

旭町は市街化調整区域ということもあり、新たな開発が基本的に実施できないことなど、家が建てられずに移住がしにくいことがありました。これは京都府の制度で、空き家を活用して移住希望の促進や地域の活性化に取り組む地域にということで、特別地域に指定していただきました。

この制度は引っ越しをされる方のために様々な資金援助があります。その一つが家を改修するための費用(180万円)など特別指定地域ならではの利点があります。

- 1 亀岡市東別院(ひがしべついでん)地区
- 2 亀岡市西別院(にしべついでん)地区
- 3 亀岡市曾我部(そがべ)地区
- 4 亀岡市吉川(よしかわ)地区
- 5 亀岡市葺田野(ひえだの)地区
- 6 亀岡市宮前(みやざき)地区
- 7 亀岡市東本梅(ひがしほんめ)地区
- 8 亀岡市馬路(うまじ)地区
- 9 亀岡市旭(あさひ)地区
- 10 亀岡市千歳(ちとせ)地区
- 11 亀岡市河原林(かわらばやし)地区
- 12 亀岡市保津(ほづ)地区

## 2. 「既存集落まちづくり区域指定制度」 (亀岡市指定)

令和2年ごろ亀岡市が「住む人が増えて、地域が賑やかにならないか」「空き家・空地进行をうまく活用できないか」という地域の声をもとに考えられたのがこの「既存集落まちづくり区域指定制度」です。旭町では令和4年度から指定を受けています。

既存集落まちづくり区域指定制度とは(指定地域内限る)

- ① 自己用住宅・兼用住宅
- ② 分譲住宅
- ③ 小規模店舗・飲食店
- ④ 農家直売所・農家レストラン
- ⑤ アトリエ・事務所
- ⑥ 診療所
- ⑦ 簡易宿泊所

など農家でなくても上記のように新しい家を建てるのが可能になっています。

そのために、空き家・空地进行を亀岡市のバンクに登録するのが安心・信頼もあり、より多くの方に知ってもらえると思います。しかし登録には多くの課題もあるようです。

「仏壇がある、今まで住んでいたところを他人に住んでほしくない」など。

さらにはこの制度をあまり知らないことが大きな課題なのでないかと思えます。ぜひ、近くに「空き家・空地进行」などがありましたら皆で情報を共有したいものです

これからの旭町の活性化を考えた時、若者や他府県の方が移住されることで、活気あふれ、新しいアイデアなどが生まれる可能性があります。

2. 既存集落まちづくり区域指定制度の概要		
(5) 指定用途案(指定区域内で許容する予定建築物の用途案)		
市街化調整区域		
	一般地区(現行制度)	指定区域(本制度)
許容する予定建築物の用途(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家住宅</li> <li>・分家住宅</li> <li>・線引き前宅地の住宅</li> <li>など</li> </ul> <small>※詳細は参考資料「市街化調整区域で建築できる建築物(現行制度)」参照</small>	左記に加えて、例えば <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己用住宅、兼用住宅</li> <li>・分譲住宅(開発行為のみ)</li> <li>・小規模店舗、飲食店</li> <li>・農産物直売所、農家レストラン</li> <li>・アトリエ、事務所</li> <li>・診療所</li> <li>・簡易宿所(用途変更のみ)</li> </ul>
		低層住居専用地域で許容